明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を定める件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一
○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産一五四九）　八
○特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（同一五五〇）　10
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一一
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　四四
地方公共団体
公示送達関係　四四
会社その他
会社決算公告　五一

告示

○外務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第三条第一項の規定に基づき、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を次のように策定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治
防衛大臣　小野寺五典

水銀等による環境の汚染の防止に関する計画
―「マーキュリー・ミニマム」の環境の実現を目指して―

目次

序文
第一　水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項～「マーキュリー・ミニマム」の環境の実現に向けた国内法令による措置～
1　水銀の採掘に関する措置
2　水銀の輸出入に関する措置
3　水銀添加製品の製造、輸出入等に関する措置
4　製造工程における水銀等の使用に関する措置
5　水銀等を使用する方法による金の採取（零細及び小規模な金の採掘を含む。）に関する措置
6　排出に関する措置
7　放出に関する措置
8　水銀廃棄物以外の水銀等の環境上適正な暫定的保管に関する措置
9　水銀廃棄物に関する措置
10　汚染された場所に関する措置
第二　国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項～関係主体の役割分担～
1　国が講ずべき措置
2　地方公共団体が講ずべき措置
3　事業者が講ずべき措置
4　国民が講ずべき措置
第三　その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項～補足的措置～
1　健康に関する側面に関する措置
2　情報の交換に関する措置
3　公衆のための情報、啓発及び教育に関する措置
4　研究、開発及び監視に関する措置
5　国際的な協力に関する措置